

静岡市いのちを守る防災・減災の推進に関する条例骨子（案）

目次

前文

第1章 総則

第2章 自助

第3章 共助

第4章 公助

附則

前文

静岡市を含む地域では、かねてから東海地震の切迫性が指摘され続けているほか、近海における巨大地震の発生の危険性も、学術的に明らかにされています。

また、静岡市には、これらの大地震やこれに伴う津波以外にも、台風、水害、土砂災害、高潮、富士山の噴火の危険性も含め、多様な災害に対する不断の対策が求められています。

加えて、静岡市は、南に駿河湾、北に南アルプス、東西に大規模な河川が位置し、これらに囲まれた地理的条件から、広域に渡る大規模災害時には他の地域からの援助が得られなくなる危険性があるため、災害を未然に防ぐとともに、日頃からの備えにより被害を減らすことが極めて重要です。

こうした防災・減災の実現には、市民及び事業者が自らの身を自らで守るという自助、地域の住民や事業者が互いに助け合い、守り合うという共助及び市、県、国等が行う公助が連携して、対策に取り組む必要があります。

防災・減災を推進し、それぞれが十分な備えを行うことにより、いつ起きるか分からない災害から多くのいのちを守ることを願い、この条例を制定します。

この条例の制定に至る現状や経緯、実現を目指すまちの姿を述べています。

第1章 総則

1 目的

条例は、防災・減災の推進に関する基本理念並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにすることにより、市民、事業者及び市が強固に連携して災害に備える体制の構築を図り、もって災害に強く誰もが安心して暮らすことのできるまちの実現に資することを目的とします。

この条例の目的を定めます。

この条例では、災害に強く安心して暮らせるまちを実現するため、防災・減災に関する基本理念や市民、事業者及び市の責務を定めます。

2 定義

この条例における用語の定義を次のように定めます。

- (1) 「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第233号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害のうち、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生ずる被害をいいます。
- (2) 「防災・減災」とは、災害を未然に防止すること、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐこと、及び災害による被害を最小限にとどめることをいいます。
- (3) 「自主防災組織」とは、法第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいいます。

この条例で使われる用語の定義を定めます。

3 基本理念

防災・減災は、次に掲げる事項を基本理念として、市民、事業者及び市が連携し、その強化及び充実に努めなければなりません。

- (1) 市民、事業者が自らのことは自らが守るという防災・減災の基礎となる自助の理念
- (2) 自助を支え、市民及び事業者が地域において互いに助け合うという共助の理念
- (3) 自助及び共助を支え、行政が市民及び事業者の安全を確保するという公助の理念

防災・減災の実現には、自助を基礎として、共助による助け合い、公助による支えが連携することが基本理念となります。

4 静岡市地域防災計画におけるこの条例の尊重

静岡市防災会議は、静岡市地域防災計画を策定し、または修正するときは、この条例の基本理念を尊重し、反映させなければなりません。

この条例と静岡市の防災に関し、災害対策基本法に作成が義務付けられている地域防災計画との関係を定めています。

第2章 自助

5 市民の自助

市民は、次に掲げる事項を実施することにより災害に備え、自らの安全の確保に努めなければなりません。

- (1) 居住する地域の危険性をハザードマップ（災害の範囲、程度の予測を示す地図で市が作成したものをいう。以下同じ。）その他の手段により把握すること。
- (2) 居住し、又は使用する建築物の耐震化（地震に対する安全性の向上を目的とする整備をいう。以下同じ。）を講ずるとともに、家具等に転倒を防止する措置を施す等により、生活空間の安全を確保すること。
- (3) 災害時における出火の防止のため火気使用設備に転倒を防止する措置を施す等の措置を講ずること。
- (4) 防災訓練及び防災に関する講習会等に積極的に参加し、防災・減災に関する知識を日頃から習得すること。
- (5) 災害時の避難経路、避難場所、家族との連絡方法等の避難行動に必要な情報を日頃から収集し、実地に確認すること。
- (6) 災害時に必要となる飲料水、食料、燃料等その他生活を維持するための物資を備蓄しておくこと。
- (7) 災害時に必要となる資機材及び非常持出品等を準備しておくこと。

市民が自らの身を自らで守る（自助）ために努めるべき事項を定めています。

6 事業者の自助

事業者は、その社会的責任を自覚し、次に掲げる事項を実施することにより、従業員及び施設利用者の安全の確保に努めなければなりません。

- (1) その管理する建築物の耐震化を講ずるとともに、設備、資機材等に転倒を防止する措置を施す等により、事業所内における災害時の安全を確保すること。
- (2) 災害時に必要となる資機材等を備蓄すること。
- (3) 事業所内に防災組織を編成し、従業員に対する防災訓練、防災教育を実施すること。
- (4) 避難経路、避難場所、避難マニュアルその他の災害時における避難行動に必要な事項を定めておくこと。
- (5) 従業員又は施設利用者の帰宅が困難となった場合の滞り場所の確保及び滞り者のために必要となる飲料水、食料、燃料等の物資を備蓄しておくこと。
- (6) 事業所内の危険物について、災害時における安全な管理方法を検討し、整備しておくこと。

自助の取組の中で、事業者が努めるべき事項について定めています。

7 自主避難等

- 1 市民及び事業者は、災害による被害の発生が予想される状況にあつては、情報の収集に努め、早期に自主的に避難する等自らの安全の確保のため必要な行動をとらなければなりません。
- 2 市民及び事業者は、市その他の行政機関から避難準備情報の発表又は避難の勧告及び指示があつた場合は、自らの安全確保に配慮しつつ、速やかにこれに基づき行動するものとします。

市民及び事業者が自らを守るための自主避難について定めています。

第3章 共助

8 市民の共助

- 1 市民は、避難、負傷者の救護、被害拡大の防止等について相互に協力して実施するよう努めなければなりません。
- 2 市民は、前項の規定により相互に協力するため、その居住する地域に自主防災組織があるときは当該自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努めるものとします。

市民が相互に助け合う（共助）ために努めるべき事項を定めています。

9 事業者の共助

- 1 事業者は、その存する地域の自主防災組織が行う活動に積極的に協力するよう努めるものとします。
- 2 事業者は、災害時においては、地域の自主防災組織、住民、事業者等と連携し、被災者に対する物資や施設の提供その他必要な支援・協力を行うよう努めるものとします。

共助の取組の中で、事業者が努めるべき事項について定めています。

10 自主防災組織

- 1 自主防災組織は、地域における共助を担う基本的な組織として、その地域の住民、事業者等との協働による防災・減災のための活動の実施に努めるものとします。
- 2 自主防災組織は、防災・減災のため、ハザードマップその他の手段によりその地域で発生する可能性のある災害の種類、規模、被害等を把握するとともに、これに基づき資機材の準備及び訓練の実施に努めるものとします。
- 3 自主防災組織は、平時からその地域に居住する避難行動要支援者（法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者をいう。以下同じ。）を把握するよう努めるとともに、災害時においては、避難行動要支援者の安全の確保、円滑な避難等のため必要な支援に努めるものとします。
- 4 自主防災組織は、市が実施する防災・減災に関する施策及び災害発生後の活動に協力するよう努めるものとします。

地域の共助の主な担い手となる自主防災組織について定めています。

第4章 公助

11 市の責務

- 1 市は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため総合的な防災・減災対策を立案する責務を有します。
- 2 市は、防災・減災に関する施策の立案及び実施に当たっては、市民、事業者、自主防災組織及び国、他の地方公共団体その他の防災に関する機関と連携し、協力する体制を構築しなければなりません。
- 3 市は、職員の防災・減災に関する能力の向上を図るため、職員に対する訓練、研修等を行わなければならない。
- 4 市は、災害が発生した場合における市民生活の安定を図るため、業務継続計画（災害が発生した場合において優先されるべき業務の継続及び通常業務の早期の再開を図るために必要な手段、体制等を定める計画をいう。以下同じ。）を作成するとともに、当該業務継続計画に係る訓練等を実施し、その実施状況を検証し、及び必要に応じ当該業務継続計画の見直しを行うよう努めなければならない。
- 5 市は、市民及び事業者が防災・減災への理解と関心を深め、自発的な活動につなげることができるよう、防災・減災に関する知識の普及及び啓発を行うとともに、市民、事業者及び自主防災組織の活動への支援に努めなければならない。
- 6 市は、災害の発生予測又は発生した災害の状況に関する情報を収集し、市民及び事業者が災害に備え、又は対応するために必要な情報を適時適切に発信しなければならない。

市が自助及び共助を支える（公助）ために行うべき対策を責務として定めています。

12 議会の責務

- 1 議会は、防災・減災に関する調査及び研究を継続して行い、市民及び事業者にとって必要な施策の検討に努め、必要に応じ、市の執行機関に対して提言を行うものとします。
- 2 議会は、防災・減災に関して、国、静岡県等に対する働きかけを積極的に行い、防災・減災の推進に努めるものとします。

公助の取組として、議会が行うべき責務を定めています。

13 職員の責務

- 1 職員は、平時から防災・減災に関する知識及び技術の習得に努めるとともに、その居住する地域における防災・減災に関する活動に積極的に参加するものとする。
- 2 職員は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、あらかじめ定められた体制により、速やかに、防災・減災のための業務に従事するものとする。

公助をより強固なものとしていくために職員に求められる行動を責務として定めています。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

この条例の施行期日について定めます。